

令和6年度介護支援専門員【専門研修Ⅰ】を受講された方へ

介護支援専門員証の更新に必要な研修のお知らせ

今回受講された【専門研修Ⅰ】の研修修了のみでは、介護支援専門員証の更新はできません。
介護支援専門員証の更新には、**【専門研修Ⅱ】の受講が必要**となります。ご自身の介護支援専門員証の有効期間を確認し、該当する年度に以下のいずれかの研修を受講してください。

***【専門研修Ⅱ】の受講要件は〈研修の手引き〉で確認し、受講対象となる年度の研修に申込みしてください。**

専門研修Ⅱ(現任研修)

《主な受講要件》

- 介護支援専門員として実務に従事しており、かつ、現在の専門員証の交付年月日からの実務経験が3年以上の方
- 介護支援専門員証の有効期間満了日の年が研修実施年度+2年後の方
(例:令和7年度実施研修受講対象者⇒満了日:令和9年1月1日から12月31日)
- *その他の要件は、必ず<研修の手引き>で確認してください。

専門研修Ⅱ(更新研修)

《主な受講要件》

- 現在の専門員証の交付年月日以降、介護支援専門員として実務経験がある方
- 介護支援専門員証の有効期間満了日の年が研修実施年度+1年後の方
(例:令和7年度実施研修受講対象者⇒満了日:令和8年1月1日から12月31日)
- *その他の要件は、必ず<研修の手引き>で確認してください。

【介護支援専門員証の更新について】

- 介護支援専門員証の有効期間満了日は、現在所持する介護支援専門員証に記載されていますので、ご確認ください。
- 「専門研修Ⅰ」「専門研修Ⅱ」を修了しただけでは、介護支援専門員証の更新はできません。
「介護支援専門員証更新交付」の手続きが必要となります。
- 有効期間が満了すると、介護支援専門員として業務ができなくなりますので、有効期間内に「専門研修Ⅱ」を受講し、更新の申請を行ってください。

○住所・氏名に変更がある場合

遅滞なく「介護支援専門員登録事項変更届出書」(第3号様式)で届け出てください。(介護保険法第69条の4)

介護支援専門員の資格・届出等に関するお問い合わせ先

福島県高齢福祉課 E-mail:kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

*届出等の各種様式は福島県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html>